

横浜市市税条例施行規則  
【新旧対照表】

横浜市市税条例施行規則（昭和25年12月横浜市規則第80号） 新旧対照表

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(市民税の減免)</p> <p>第18条の3 区長は、個人の市民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合において、その市民税〔条例第40条の規定によって課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。)を除く。〕を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて市民税を減免することができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 条例第39条第1項第2号の規定に該当する場合<br/>(ア省略)</p> <p>イ 本人又はこれと生計を一にする者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) <u>第6条第16項</u>に規定する結核指定医療機関において受ける医療に要する費用について同法第37条第1項又は第37条の2第1項の規定による公費負担を受けている者(その者のその年度における市民税の所得割額が、3,000円を超える者を除く。)</p> <p>その公費負担を受けている期間中に到来する納期において納付すべき税額(給与所得に係る特別徴収にあっては、その期間中の月割額)の全額</p> <p>(ウ、第3号及び第2項から第4項まで省略)</p> | <p>(市民税の減免)</p> <p>第18条の3 区長は、個人の市民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合において、その市民税〔条例第40条の規定によって課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。)を除く。〕を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて市民税を減免することができる。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 条例第39条第1項第2号の規定に該当する場合<br/>(ア省略)</p> <p>イ 本人又はこれと生計を一にする者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) <u>第6条第18項</u>に規定する結核指定医療機関において受ける医療に要する費用について同法第37条第1項又は第37条の2第1項の規定による公費負担を受けている者(その者のその年度における市民税の所得割額が、3,000円を超える者を除く。)</p> <p>その公費負担を受けている期間中に到来する納期において納付すべき税額(給与所得に係る特別徴収にあっては、その期間中の月割額)の全額</p> <p>(ウ、第3号及び第2項から第4項まで省略)</p> |